

令和7年1月から 処分となります！

中央卸売市場では、市場の適正かつ健全な運営に資することを目的として、「大阪市中央卸売市場における市場業務等に係る行政処分要綱」を施行し、違反した場合には、**指導を行ったうえで処分**します。
処分対象となる行為の主なものは、次のとおりです。

指定場所以外
での喫煙

入場停止
2日

たばこの
ポイ捨て

入場停止
2日

火事を
起こしたとき

入場停止
2日又は7日

駐車禁止場所
への駐車

入場停止
2日

廃棄物の
不適切な処理

入場停止
2日又は7日

施設を車両等で
壊した場合

入場停止
2日、7日
又は20日

※上記以外にも処分対象となる行為があります！

＜処分対象＞

個人の行為 ⇒ 個人 かつ 所属する事業者（管理監督責任）

＜加重処分＞

悪質な行為や度重なる処分の場合は、さらに重い処分となります

- ・処分後に改善されない
- ・改善の見込みがない
- ・市場運営に著しい支障がある

場合は⇒

**業務許可の取り消し、
6か月の業務停止処分
となる場合があります**